

NPO 法人同胞法律・生活センターからのお知らせ

안녕하세요!!!

ここ数年、何かと物議を醸している年金加入記録問題。

昨年より、社会保険庁は年代や資格別に、幾種類かの「年金特別便」を郵送し、加入記録にミスや漏れがないかの確認を行っています。

ところが、この「年金特別便」。いざ見てみると、用語の意味がよくわからなかったり、中身がちんぷんかんぷんで、正しいのか誤りがあるのか不安…という人も多いのではないのでしょうか？

同胞法律・生活センターでは、来る10月28日、11月25日を「年金相談の日」とし、年金アドバイザー、社会保険労務士の韓鐘哲センター副所長が、同胞の皆さんの相談に直接対応します。



年金相談の日



日時 10月28日 火曜日 午後1時30分～

場所 同胞法律・生活センター



110-0016 東京都台東区台東 3-41-10

TEL03-5818-5424 FAX03-5818-5429

Mail: tonposoudan@yahoo.co.jp

*** 相談は電話でも可能ですが、予約制につき事前にお電話下さい。**